

## 生徒心得

本校の生徒として、健康で豊かな人格の形成をめざして、自他の人権を尊び、個性を伸張し、教養を高めるよう心掛けよう。

以下の項目を一人一人が理解し、規律正しく、自主的に実行していこう。

### 1. 学習と授業

生徒の本分は学習である。自ら学ぼうとする意欲をもって学習に取り組もう。

- (1) 学習の基本は授業を大切にすることである。授業開始までに学習の準備を終え、授業時には身なりを整え、机上には授業に必要な物のみを置くなど、環境を整理すること。
- (2) 授業には集中して取り組み、学ぶ姿勢を大切にすること。授業時に飲食などあってはならない。
- (3) 解らない事柄や疑問に思う事柄は、自分で積極的に調べたり、先生へ質問をしたりしよう。
- (4) 予習・復習を行い、授業をより充実したものにしよう。

### 2. 諸活動への参加

生徒会活動、部活動及びボランティア活動等に積極的に取り組み、幅広い豊かな人間性を身につけよう。また、地域の活動にも意欲的に参加し、地域の方々との交流を図ろう。

### 3. 礼儀・態度

礼儀正しく、思いやりのある態度や言葉遣いで人と接しよう

- (1) 校内、校外を問わず、相手に関係なく自分からすすんで挨拶をしよう。
- (2) 学校来訪者に対しては、挨拶はもとより親切、丁寧に應對しよう。
- (3) 粗暴な言動は慎み、いかなる場合においても決して暴力に訴えてはならない。
- (4) 校地内では身なりを整えることはもちろん、飲食しながら出歩くことがないように他人への配慮を大切にしよう。

### 4. 交友

相手の立場や人格を尊重するとともに、明朗な交際を心掛けよう。

### 5. 服装・頭髪等

端正で清潔な服装を保つよう心掛けよう。なお、制服等に関する詳細は別途記載する。

### 6. 保健・衛生

規則正しい生活を営み、自己の健康管理に責任を持とう。また、自ら進んで清掃を行い、校舎内外の美化につとめよう。

### 7. 交通安全・自転車通学

交通規則を守り、自他ともに安全な交通を心掛けよう。

- (1) 学校生活に自転車が必要な場合は使用許可を得ることとし、生徒部へ「自転車使用許可願」を提出し、生徒部から許可を得た登録番号票を付けた自転車を使用すること。
- (2) 上記で使用する場合、自転車を安全に走行できるように各自で管理・維持しなければならない。
- (3) 自転車に限らず、校外において本校生徒に関する事件・事故が発生した場合には、速やかに学校へ絡する。

### 8. 運転免許の取得

運転免許の取得は認めない。ただし、3年時の個別課題学習期間以降については、その都度検討する。

## 9. アルバイト

許可を得たい場合には担任の先生と生徒部の先生に相談すること。

## 10. 情報通信機器(携帯電話・スマートフォン・タブレット・PC等)について

校地内での使用についてはルール、マナーを遵守すること。詳細は別途記載する。

## 11. 注意すべき事項

- (1) あらかじめ遅刻、早退、欠席をすることがわかっている場合は、日時と理由を学級担任に申し出て指示を仰ぐこと。登校当日になって遅刻、欠席をする場合は、当日朝、**原則保護者が理由と共に学校へ電話連絡**をすること。遅刻をして登校した場合は、すぐ授業に参加し、授業担当の先生の指示を仰ぐこと。その後、なるべく早く担任もしくは副担任に報告すること。
- (2) 登校後は、学習活動以外は原則として午後のHR終了までは外出できない。休憩時間などにやむをえない事由で外出しなければならない場合は、「外出許可願」を記入し、学級担任並びに生徒部に許可を得る。
- (3) 放課後は完全下校時刻(18:45)までに校舎から退出すること。課外活動においては監督の先生の指示に従うこと。
- (4) 公共物や校内にある備品は大切に扱うこと。誤って紛失、破損、汚染した場合は、直ちに学級担任に届けるとともに「破損届」を提出し、その後の対応については指示を待つこと。
- (5) 学習や授業に必要なもの以外は校内に持ち込まないこと。
- (6) 夜間の外出については、午後11時までに帰宅すること。これ以降は補導の対象となる。
- (7) 保護者の許可を得ずに外泊してはならない。

## 12. 諸提出書類

- (1) 必要に応じて下記書類を提出すること。

校外活動許可願	合宿、集会、練習試合、公式戦、研修会など対外的な行事に参加するとき
JR学生旅客運賃割引 (学割) 交付願	帰省などでJRを利用するとき使用する。
自転車使用許可願	高校生活において自転車を使用する生徒
異装届	やむをえない事情で制服以外のものを着用するとき
外出許可願	やむをえない理由で外出しなければいけないとき
破損届	学校の備品を破損させたとき
運転免許取得許可願	3年時の個別課題学習期間において特別に許可された場合
海外渡航届	留学やその他の目的で海外へ渡航するとき
アルバイト許可願	アルバイトを行うとき

- (2) 学級担任に連絡すべきもの

- 欠席(忌引き、公欠を含む)・遅刻・早退
- 事件・事故・災害などに遭遇した時
- 感染症(インフルエンザなど)に罹患した時
- 転居

- (3) 以下の状況になったときは、医療機関の証明等(または代わりになるもの)が必要となる

- 1週間以上にわたる病気欠席をした場合
- 定期試験において病気欠席をした場合

付則	昭和59年 4月 1日	一部改正	平成27年 4月 1日	//
	平成 9年 4月 1日	//	平成31年 4月 1日	//
	平成15年 4月 1日	//	令和 3年 4月 1日	//
	平成18年 4月 1日	//	令和 4年 4月 1日	//